

共同利用施設又は商業施設等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の5、68の24、旧措法44の5、68の24）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

特別償却の付表（十五） 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

共同利用施設又は商業施設等の区分	1	44条の5第1項 68条の24第1項 旧44条の5第1項表()号 旧68条の24第1項表()号	44条の5第1項 68条の24第1項 旧44条の5第1項表()号 旧68条の24第1項表()号	44条の5第1項 68条の24第1項 旧44条の5第1項表()号 旧68条の24第1項表()号
共同利用施設等の種類等	2			
共同利用施設等の名称	3			
共同利用施設等の用途	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
共同利用施設等の取得価額	7		円	円
同上のうち共同利用施設又は商業施設等に該当する部分の取得価額	8			
特別償却率	9	$\frac{8 \text{ 又は } 12}{100}$	$\frac{8 \text{ 又は } 12}{100}$	$\frac{8 \text{ 又は } 12}{100}$
特別償却限度額 (8) × (9)	10		円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	認定振興計画等の認定の年月日	12	平・	平・
	その他参考となる事項	13		

特別償却の付表（十五）の記載の仕方

- 1 この付表（十五）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の5《共同利用施設の特別償却》若しくは平成19年改正前の租税特別措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第44条の5《商業施設等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の24《共同利用施設の特別償却》若しくは平成19年旧措置法第68条の24《商業施設等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、共同利用施設又は商業施設等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 2 「共同利用施設又は商業施設等の区分1」は、措置法第44条の5第1項若しくは第68条の24第1項又は平成19年旧措置法第44条の5第1項の表若しくは第68条の24第1項の表（以下これらの表を「旧表」といいます。）の第1号若しくは第2号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、旧表の該当号を記載してください。
- 3 「共同利用施設等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、措置法第44条の5第1項若しくは第68条の24第1項の共同利用施設又は旧表の第1号若しくは第2号の中欄に掲げる共同利用施設、店舗用の建物、倉庫用の建物等の適用対象資産（以下これらを「共同利用施設等」といいます。）の種類、構造、細目等を記載します。
- 4 「共同利用施設等の名称3」には、共同利用施設等に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「共同利用施設等の用途4」には、例えば「店舗用」、
「倉庫用」等の用途を記載します。
- 6 「共同利用施設等の取得価額7」には、共同利用施設等の取得価額を記載します。

ただし、その共同利用施設等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「同上のうち共同利用施設又は商業施設等に該当する部分の取得価額8」には、共同利用施設等のうち措置法第44条の5第1項（若しくは第68条の24第1項）に規定する「共同利用施設」でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの又は平成19年旧措置法第44条の5第1項（若しくは第68条の24第1項）に規定する「商業施設等」に該当する部分の取得価額を記載します。
- 8 「特別償却率9」の分子は、次の場合に依りそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。
 - (1) 共同利用施設又は商業施設等が措置法第44条の5第1項（若しくは第68条の24第1項）又は旧表の第1号（下記(2)の場合を除きます。）若しくは第2号の資産に該当する場合…「8」
 - (2) 商業施設等が旧表の第1号の資産で公衆の利便を図るための一定のものに該当する場合…「12」
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その共同利用施設又は商業施設等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「認定振興計画等の認定の年月日12」には、措置法第44条の5第1項若しくは第68条の24第1項又は旧表の第1号若しくは第2号に掲げる計画の認定を受けた年月日を記載します。